

メモリアルグリーン

指定管理者 公募要項

平成17年12月

横浜市衛生局

< 目次 >

1	指定管理者制度導入の目的	3
2	公募の概要	
(1)	施設名称	3
(2)	指定期間	3
(3)	公募を行う者	3
(4)	指定管理者の公募及び選定の方式	3
(5)	選定委員会の設置	3
(6)	選定結果等の通知及び公表	4
(7)	交渉	4
(8)	協定の締結	4
3	指定管理者が行う業務	
(1)	施設の運営に関する業務	4
(2)	施設の維持管理に関する業務	4
(3)	その他の業務	5
(4)	業務分担の基本的な考え方	5
4	事業収支に関する事項	
(1)	指定管理経費	6
(2)	経費の支払い	6
(3)	管理口座等	6
(4)	市が支払う指定管理経費に含まれるもの	6
(5)	収入として見込まれるもの	6
5	指定管理者の公募に関する事項	
(1)	公募及び選定のスケジュール	7
(2)	指定管理者の公募等の手続き	8
6	応募に関する事項	
(1)	応募資格	10
(2)	応募者の形態等	10
(3)	提出書類	10
(4)	留意事項	11

7	審査及び選定に関する事項	
(1)	選定方法	12
(2)	メモリアルグリーン指定管理者選定委員会	12
(3)	評価項目	13
8	協定に関する事項	
(1)	協定の締結	13
(2)	協定の内容	13
9	関係法令等の遵守	14
10	留意事項	
(1)	個人情報保護に関して特に留意すべき事項	14
(2)	事故への対応に関して特に留意すべき事項	14
(3)	業務の委託に関する事項	15
(4)	課税に関する事項	15
(5)	引継ぎに関する事項	15
11	その他	
(1)	事業の継続が困難となった場合の措置	15
(2)	協定の解釈に疑義が生じた場合等の措置	16
□	問い合わせ先	16

1 指定管理者制度導入の目的

「公の施設」の管理運営主体については、公共性の確保の観点から、地方自治法により公共的団体に限られていましたが、地方自治法の一部を改正する法律が平成15年9月に施行され、民間事業者にも管理運営を委ねられることになりました。

この制度は、公の施設が多様化するニーズに効率的、効果的に対応し、市民サービスの向上を図るとともに、経費の節減等を図ることを目的とするものです。

横浜市（以下「市」という。）では、戸塚区俣野町で整備を進めている新墓園・メモリアルグリーン^{（注）}の管理運営にあたって指定管理者制度を導入し、広く事業者を公募して、管理運営について創意工夫ある提案を募集します。

【参考】根拠法令 地方自治法台244条の2（第1項及び第2項省略）

3 普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体であつて当該普通公共団体が指定するものに、当該公の施設の管理を行わせることができる。

2 公募の概要

（1）施設名称

メモリアルグリーン

（2）指定期間

平成18年9月1日から平成23年3月31日まで（期間：4年7ヶ月）

（3）公募を行う者

横浜市衛生局長 岸本 孝男

（4）指定管理者の公募及び選定の方式

公募型プロポーザル方式により、優先交渉権者及び次点交渉権者を選定します。

ア 書類審査

施設の管理運営に関する考え方、事業の具体的提案を求め、審査・評価を行います。

イ ヒアリング審査

書類審査と合わせ、ヒアリングを実施し、審査及び評価を行います。この審査は、応募者が5者以上の場合には、書類審査で4者以内を選定したうえ、書類審査とは別日程で行います。

（5）選定委員会の設置

指定管理者の指定にあたり、応募者の審査、評価を行い、優先交渉権者及び次点交渉権者の選定を行うため、メモリアルグリーン指定管理者選定委員会（以下「委員会」と

いう。)を設置します。

(6) 選定結果等の通知及び公表

選定結果は、応募者に対して速やかに通知します。

また、選定の経過及び結果は、応募者名、得点及びその内訳を含め、横浜市衛生局のホームページへの掲載等により公表します。

URL:http://www.city.yokohama.jp/me/eisei/shitei_kannri/mg/mg.html

(7) 交渉

優先交渉権者と細目協議を行い、協議成立後、仮協定を締結します。

交渉の過程において、優先交渉権者の事業実施の困難性が明らかになった場合や協議が成立しない場合、次点交渉権者と協議等を行います。

(8) 協定の締結

優先交渉権者（又は次点交渉権者）は、横浜市議会の議決を得て指定管理者として正式に指定された後、市との間で協定を締結します。

3 指定管理者が行う業務（詳細は、別添「業務基準書」を参照）

(1) 施設の運営に関する業務

- ア 芝生型納骨施設の納骨、銘板設置等に伴う指導、監督等業務
- イ 合葬式各納骨施設の納骨等業務
- ウ 各種申請等の受付、内容確認業務
- エ 墓地台帳の管理及び使用者管理システムの入力
- オ 利用者の相談、情報提供業務
- カ 災害時等への対応
- キ 管理事務所の運營業務
- ク レストハウス等の運營業務
- ケ 駐車場の運營業務
- コ 手数料の収納業務

(2) 施設の維持管理に関する業務

- ア 施設、設備保守管理業務
- イ 清掃業務
- ウ 備品管理業務
- エ 保安警備業務
- オ 環境衛生管理業務

カ 廃棄物処理運搬業務

(3) その他の業務

- ア 事業計画、事業報告及び自己評価に関する業務
- イ 市が実施する業務への協力
- ウ 個人情報の取り扱い
- エ 情報公開に関する業務
- オ 隣接する俣野公園の管理運営業務との連携
- カ 自主事業の実施
- キ その他

(4) 業務分担の基本的な考え方

指定管理者と市の業務分担の基本的な考え方は以下のとおりです。

項 目		指定管理者	横浜市
運営の基本的考え方	法令に関する業務		○
	上記以外の業務	○	
各種申請書等の手続き	受付、内容確認に関する業務	○	
	上記以外の業務		○
料金の徴収	手数料の収納事務 管理料等徴収に伴う補助業務	○	
	上記以外の業務		○
募集業務	管理事務所における業務	○	
	上記以外の業務		○
広報、PR	市広報等に関する業務		○
	上記以外の業務	○	
納骨施設、及び納骨施設設置区域の管理運営		○	
管理事務所、レストハウスの管理運営		○	
駐車場の管理運営		○	
物品、工作物等の管理		○	
施設の修繕、改修	1件10万円未満の修繕	○	
	上記以外の修繕等		○
必要な消耗品の購入		○	
苦情処理、事故対応		○	
賠償責任	管理瑕疵がある場合	○	
	上記以外の場合		○

4 事業収支に関する事項

(1) 指定管理経費

メモリアルグリーンの管理運営においては、使用者から市へ支払われる管理料を財源として、指定管理経費を支払います。

指定管理経費の上限額は、次のとおりとします。

指定管理経費の上限額 : 61,580千円(1年間)

※1 指定管理経費には消費税及び地方消費税を含みます。

※2 使用者からの使用料及び管理料収入による利用料金制は採用しません。

※3 指定管理経費の上限額は、長期的な維持管理水準を基に経費見込額を算出したものです。

※4 平成18年度は、9月から翌年3月までの7ヶ月間の経費として、上記金額の12分の7(万円止め)を上限額とします。

(2) 経費の支払い

指定管理経費は、応募者から提案いただいた額を基本とし、毎年度(4月1日から翌年3月31日まで)、業務が開始するまで(平成18年度は9月1日以前)に、市と指定管理者で協議の上、支払時期や方法等を含めて、年度協定において決定します。

(3) 管理口座等

本業務に係る経理は、団体の経理と区分するとともに、専用の口座を設けて管理してください。

(4) 市が支払う指定管理経費に含まれるもの

ア 人件費

イ 施設管理経費

ウ 事務費

エ 公租公課

(5) 収入として見込まれるもの

ア 駐車場運営による収入

イ 芝生型納骨施設の納骨代行業務による収入

ウ 自主事業による収入

※収入として見込まれる業務については、以下の「墓地使用者の募集計画」を前提に収支の検討を行ってください。

(参考) 現段階での「墓地使用者の募集計画」

現段階での墓地使用者の募集計画については、以下のとおりです。但し、今後、需要見込み等の事由によって変更があります。

平成18年度	芝生型	5割 (3,750区画)
	樹木型	3割 (900体分)
	慰霊碑型	3割 (3,600体分)
平成19年度以降 各年度につき	芝生型	1割 (750区画)
	樹木型	1割 (300体分)
	慰霊碑型	1割 (1,200体分)

5 指定管理者の公募に関する事項

(1) 指定管理者の公募及び選定スケジュール

公募及び選定スケジュールは、次のとおりを予定しています。

※なお、応募状況や選定委員会における審査状況等により、以下のスケジュールは変更になる場合があります。その場合は、市衛生局のホームページ上でお知らせいたします。

項 目	時 期
ア 第1回委員会	平成17年12月17日
イ 公募要項等の公開	平成17年12月21日から
ウ 公募説明会の開催 (施設見学会を兼ねる)	平成17年12月27日
エ 質問書の受付	平成17年12月27日から 平成18年1月13日まで
オ 質問書の回答	平成18年1月20日まで
カ 提出書類の受付	平成18年2月16日 及び2月17日
キ ヒアリング日程の通知 (応募者が4者以内の場合)	平成18年2月中旬
ク 第2回委員会	平成18年3月2日
ケ 書類選考結果の通知 (応募者が5者以上の場合)	平成18年3月中旬
コ 第3回委員会	平成18年3月中旬
サ 選考結果の通知及び選定結果の公表	平成18年3月下旬
シ 仮協定の締結	平成18年4月上旬
ス 指定管理者の指定 (平成18年度第2回市会定例会で審査)	平成18年5月
セ 協定の締結	平成18年8月
ソ 指定管理者による管理開始	平成18年9月1日

(2) 指定管理者の公募手続き

ア 第1回委員会

公募要項等について審議しました。

イ 公募要項等の公開

公募要項等について、市衛生局のホームページに掲載し、周知します。

URL:http://www.city.yokohama.jp/me/eisei/shitei_kannri/mg/mg.html

ウ 公募説明会の開催（施設見学会を兼ねる）

公募要項等に関する説明会を行います。当日は、ホームページに掲載している公募要項、業務基準書等の資料は配付いたしませんので、ホームページから資料を印刷の上、お持ちください。

・開催日時：平成17年12月27日（火） 午前9時30分～12時00分

・場 所：①大正地区センター 第1会議室

（戸塚区原宿三丁目59番1号—案内図はHPで掲載のとおり）

公募要項等の資料の説明はこの場所で行います。

午前9時30分～11時00分

②メモリアルグリーン建設現場

（戸塚区俣野町1367番地1他—案内図はHPで掲載のとおり）

公募要項等の説明終了後に、建設現場に移動して現地での説明を行いますので、参加者は各自で移動願います。また、工事中の現場内に入りますので、ヘルメットの着用等の安全対策は各自で対応してください。

午前11時30分～12時00分

・参加人数：各団体3名以内でお願いします。

・参加申込：平成17年12月26日（月）午後5時までに公募説明会参加申込書（**第22号様式**）に記入の上、電子メールにてお申し込みください。

衛生局環生活衛生部境施設課新墓園整備担当

E-mail:ei-shinboen@city.yokohama.jp

エ 質問書の受付

指定管理者公募に関する質問書（**第23号様式**）により受け付けます。

・受付期間：平成17年12月27日（火）～平成18年1月13日（金）

・提出先：衛生局生活衛生部環境施設課新墓園整備担当

E-mail:ei-shinboen@city.yokohama.jp

・提出方法：電子メール

オ 質問書の回答

質問に対する回答は、原則として平成18年1月20日（金）までに市衛生局のホームページに掲載します。

カ 提出書類の受付

提出書類は以下のとおり受け付けます。

- ・受付期間：平成18年2月16日（木）及び17日（金）
午前9時から午後5時まで
- ・提出場所：衛生局生活衛生部環境施設課新墓園整備担当
横浜市中区港町1丁目1番地（横浜関内ビル4階）
- ・提出方法：提出書類を提出場所に直接お持ちください。

キ ヒアリング日程の通知

応募受付が終了した時点で、応募者が4者以下の場合は、第2回委員会でヒアリングの審査を行う旨、応募者に通知します。

応募者が5者以上の場合は、第2回委員会で4者以内に選定したうえで、第3回委員会でヒアリングの審査を行う旨、応募者に通知します。

ク 第2回委員会

- ・応募者が4者以内の場合：書類審査及びヒアリング審査を行います。
- ・応募者が5者以上の場合：書類審査を行い、優秀提案者4者以内を選定します。

ケ 書類選考結果の通知（応募者が5者以上の場合）

応募者が5者以上の場合に、第2回委員会における書類審査による選定結果をお知らせします。

コ 第3回委員会

- ・応募者が4者以内の場合：審議、優先交渉権者及び次点交渉権者を選定します。
- ・応募者が5者以上の場合：優秀提案者4者以内によるヒアリング審査、審議、優先交渉権者及び次点交渉権者を選定します。

サ 選考結果の通知及び選定結果の公表

優先交渉権者及び次点交渉権者の選定が終了した後、委員会から選定結果を衛生局長に報告するとともに、応募者に対して選定結果をお知らせします。

選定結果等については、市衛生局ホームページで掲載します。

シ 仮協定の締結

優先交渉権者（又は次点交渉権者）との協議を踏まえ、指定管理予定者として仮協定を締結します。

ス 指定管理者の指定

横浜市議会の議決を経て、正式に指定管理者として指定します。

セ 協定の締結

指定期間内の管理運営に関する「基本協定」、及び各年度の「年度協定」を締結します。

ソ 指定管理者による管理開始

平成18年9月1日（予定）から管理を開始します。

6 応募に関する事項

(1) 応募資格

次の条件をすべて満たしていること。

- ア 市又は他の自治体から指名停止処分を受けていないこと
- イ 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者
- ウ 最近1年間で市税、法人税、消費税及び地方消費税を滞納していない者
- エ 民事再生法に基づく再生手続きの開始の申立をしていない者
- オ 選定委員が経営又は運営に直接関与していない者
- カ 特定の宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を強化育成することを主たる目的とする団体等でないこと

(2) 応募者の形態等

ア 応募者の形態

応募者は、法人又はその他の団体（以下「法人等」という。）、若しくは共同事業体とします。共同事業体で応募する場合は代表する法人等を定めてください。

なお、個人での応募は受け付けません。

イ 複数応募の禁止

単独で応募した法人等は、共同事業体の構成員となることはできません。また、複数の共同事業体の構成員となることもできません。

ウ 共同事業体の応募に関する事項

協定の締結にあたっては、共同事業体の構成員すべてを協定当事者とします。応募後の連絡及び選定後の協議は代表の法人を中心に行いますが、協定に関する責任は共同事業体の構成員すべてが負うことになります。

(3) 提出書類

応募者は、以下のとおり書類を提出してください。

- ・ファイリング又は簡易製本したもの（両面印刷も可） 10部
- ・製本していない原紙（片面印刷） 1部

ア 指定申請書（第1号様式）

イ 事業者に関する書類

- ① 法人等の概要（第2号様式、第3号様式）
- ② 共同事業体の場合は、共同事業体結成確認書兼委任状（第4号様式）
- ③ 宣誓書（第5号様式）
- ④ 定款、寄付行為、規約その他これらに関する書類

- ⑤ 申請書を提出する日（以下「申請日」という。）に属する事業年度の収支予算書、事業計画書、前事業年度の決算書、事業報告書
- ⑥ 法人の場合は、法人の登記簿謄本
- ⑦ 最近1年間の市税、法人税、消費税及び地方消費税の納税を証明する書類
- ⑧ 法人については過去3年間の貸借対照表、及び損益計算書又はこれに類する書類、法人以外の団体については過去3年間の収支計算書、その他これに類する書類
ただし、申請日の属する年度に設立された法人にあつては、設立時の財産目録
- ⑨ 共同事業体の場合は、各構成員について、④から⑧の書類を添付してください。

ウ 事業計画書（第6号様式から第21号様式）

審査の公平性を確保するため、事業計画書及びこれに添付する書類においては法人等名を記入せず、「当法人」「当団体」等という呼称を使用してください。

エ その他 選定委員会で審査に必要な書類の提出をお願いする場合があります。

(4) 留意事項

ア 接触の禁止

委員会の委員、本市職員その他本件関係者に対して、本件提案についての接触を禁止します。接触の事実が認められた場合には失格となる場合があります。

イ 共同事業体の構成団体の変更

共同事業体で応募した場合、構成員の変更を認めません。ただし、構成員の破産、解散等の特殊な事情が認められ、審査の公平性及び業務遂行上の支障がないと判断した場合には、変更を認める場合もあります。

ウ 応募の辞退

応募を辞退する場合には、辞退届（第24号様式）を提出してください。

エ 提案内容変更の禁止

提出された書類の内容を変更することはできません。

オ 虚偽の記載をした場合

提出書類に虚偽の記載があつた場合には失格になることがあります。

カ 提出書類の取り扱い

提出された書類は理由の如何を問わず返却しません。

また、優先交渉権者の提出書類は、原則として公開します。公開する際は、提案者と事前に調整するとともに、「横浜市の保有する情報の公開に関する条例」に基づいて判断します。

キ 費用負担

応募に関して必要となる費用は応募者の負担とします。

7 審査及び選定に関する事項

(1) 選定方法

指定管理者の選定は、次に示す外部有識者から構成される5人の選定委員により審査し、原則として、総合得点の最も高い応募者から順に、優先交渉権者、次点交渉権者を選定します。

但し、著しく評価の低い項目がある場合は、この限りではありません。

(2) メモリアルグリーン指定管理者選定委員会

ア 委員会の役割

指定管理者の選定を公正かつ適正に実施するため、選定委員会を設置します。選定委員会では、応募者からの提出書類及びヒアリングにより評価項目に沿った審査を行い、優先交渉権者及び次点交渉権者を選定します。

応募者が5者以上の場合は、書類審査通過者の審査も行います。

イ 選定委員（五十音順、敬称略）

伊部 慶一	調停委員、司法委員
金子 忠一	東京農業大学助教授
田村 貞子	公認会計士、税理士
前田 博	財団法人公園緑地管理財団業務部長
横田 睦	社団法人全日本墓園協会主任研究員

(3) 評価項目（詳細は、別添「評価基準書」参照）

評価項目	配点
1 基本的な考え方 (1)施設の基本理念及び役割等に対する考え方 (2)管理運営に関する基本方針	10点
2 管理体制 (1)管理の体制 (2)緊急、災害時等の危機管理対策 (3)個人情報の保護管理	30点
3 施設の運営 (1)施設運営の基本事項 (2)管理の質、利用者サービス向上の取り組み (3)市民協働、公園施設との連携等の取り組み (4)自主事業の取り組み (5)自己評価	30点
4 施設の維持管理 (1)施設管理の基本事項 (2)植栽等の適正管理 (3)建築物、工作物の適正管理 (4)施設の安全対策	20点
5 管理経費 (1)適正な収支計画 (2)コスト削減策	10点

8 協定に関する事項

(1) 協定の締結

選考結果を基に、市は、優先交渉権者（又は次点交渉権者）と細目協議を行い、協議成立後、指定管理者予定者として仮協定を締結します。その後、議会の議決により指定管理者として指定し、正式に協定を締結します。

(2) 協定の内容

- ア 指定期間に関する事項
- イ 業務の範囲に関する事項
- ウ 業務実施にあたっての条件
- エ 物品、備品等の帰属に関する事項
- オ 自主事業に関する事項

- カ 運営業務に関する事項
- キ 施設管理業務に関する事項
- ク 業務実施状況に関する事項
- ケ 指定管理経費に関する事項
- コ 責任分担に関する事項
- サ 災害、緊急時の対応に関する事項
- シ 個人情報保護に関する事項
- ス 自己評価及び実績評価に関する事項
- セ 指定期間終了時に関する事項
- ソ 指定の取り消し及び業務停止に関する事項
- タ その他必要な事項

9 関係法令の遵守

業務を遂行する上で、以下の法令等を遵守しなければなりません。

- (1) 墓地埋葬等に関する法律、同法施行規則
- (2) 横浜市墓地及び霊堂に関する条例、同条例施行規則
- (3) 都市公園法、同法施行令、同法施行規則
- (4) 横浜市公園条例、同条例施行規則
- (5) 個人情報の保護に関する法律
- (6) 横浜市個人情報の保護に関する条例
- (7) 地方自治法、他行政関係法規
- (8) 労働基準法、他労働関係法規
- (9) その他関係法規

10 留意事項

(1) 個人情報保護に関して特に留意すべき事項

本指定管理業務には、「横浜市個人情報の保護に関する条例」が適用されますので、これを踏まえて、事業を実施しなければなりません。

また、「個人情報の保護に関する法律」に関しても、その趣旨に沿った業務実施をお願いします。

(2) 事故への対応に関して特に留意すべき事項

指定管理者は、施設において発生した事故への損害賠償等の対応に関して以下のとおり義務を負います。

- ア 指定管理者の責に帰すべき事由により、市又は第三者に損害を与えた場合には、指定管理者においてその損害を賠償すること。

イ 施設において事故が発生した場合に備えて、指定管理者はあらかじめ事故対応マニュアルを定めるなど、安全管理体制を構築するとともに、事故発生時には直ちにその旨を市へ報告すること。

ウ 市と協議の上、必要と認められる場合には、損害賠償責任保険に加入すること。

(3) 業務の委託

指定管理者は、各種申請書等の内容確認業務を始め、墓地使用者の個人情報に係わる業務など、管理事務所における主要な運営業務を第三者に委託し、又は請け負わせることはできません。

また、業務の一部を委託する場合は、地域ボランティア等の活用や市内業者の育成などに十分配慮して行うこと。

(4) 課税に関する事項

原則として、法人にかかる市民税、事業を行う者にかかる事業所税、指定管理者が新たに設置した償却資産にかかる固定資産税等は課税対象になります。

(5) 引継ぎに関する事項

指定管理者は、指定期間終了までに、次期指定管理者が円滑かつ支障無く本施設の管理運営業務を遂行できるよう、引継ぎを行うものとします。

1.1 その他

(1) 事業の継続が困難となった場合の措置

ア 市の責めに帰すべき事由による場合

市の責めに帰すべき事由により、業務の継続が困難になった場合、指定管理者に生じた損害は市が賠償するものとします。

イ 指定管理者の責めに帰すべき事由による場合

市が行う業務の改善勧告に従わない場合など、指定管理者の責めに帰すべき事由により、業務の継続が困難になった場合は、市は指定の取り消しをすることができるものとします。その場合、市に生じた損害は指定管理者が賠償するものとします。また、次期指定管理者が円滑かつ支障無く本施設の管理運営業務を遂行できるよう、引き継ぎを行うものとします。

ウ 当事者の責めに帰することが出来ない事由による場合

不可抗力等、市及び指定管理者双方の責めに帰することのできない事由により、業務の継続が困難になった場合、事業継続の可否について協議するものとします。

一定期間内に協議が整わなかった時には、事前に書面で通知することにより、協定

を解除できるものとしします。

なお、指定管理者は、円滑かつ支障無く本施設の管理運営業務を遂行できるよう、次期指定管理者に引き継ぎを行うものとしします。

エ 指定管理者の指定取消後の対応

指定管理者の指定取消後、市は次点候補者と指定管理予定者としての協定締結について協議を行うことがあります。

(2) 協定の解釈に疑義が生じた場合等の措置

協定書の解釈に疑義が生じた場合、又は協定書に定めのないことが生じた場合は、指定管理者と市は誠意を持って協議するものとしします。

◆ 問い合わせ先 ◆

横浜市衛生局生活衛生部環境施設課

新墓園整備担当

TEL 045-671-2450 FAX 045-664-6753

E-mail: ei-shinboen@city.yokohama.jp